

光市医師会報

昭和49年11月発行

No.28



読書は単に知識の材料を供給するのみ。
それを自家のものとなすは思索の力なり

ジョン・ロック

光市医師会

医師会月間行事

- ※ 10月22日(火) 例会 於医師会館
午後7.30
- 報告事項 (1)市部医師会正副会長会議について (2)会員の入会 (3)処方箋の発行について (4)紛争処理担当理事協議会について (5)地域医療三部会合同協議会について (6)患者調査の累計結果 (7)諸会の開催 (10月22日保険担当理事協議会 10月23日定例代議員会、及び医師連盟代表者会議、10月27日周南医学会) (8)医師年金の普及について (9)麻薬申請について (10)周南広域医療こん談会 (11)光広報原稿依頼 (12)体育大会会計報告 (13)山口県予防衛生協会規定について
- 協議事項 (1)診療所調査について (2)乳幼児検診料について (3)周南医学会次期開催地について (4)保険者団体との協議会について (5)薬剤師会との協議会について
- ※ 10月29日(日) 改訂医療費説明会 於医師会館 午後7.30
- ※ 10月30日(火) 光市薬剤師会との協議会 於松屋旅館 出席者 林会長、松村副会長、大野理事、五郎丸会長、吉島副会長
- こん談事項 院外処方せんの問題
- ※ 11月12日(火) 理事会 於医師会館
午後7.30
- 協議事項 (1)周南医師会合同役員会議題について (2)医師連盟寄附金について (3)被爆者健診依頼について (4)三市医師会と健保組合との協議会の議題について (5)会員の入会 (6)光市三師会総会開催について (7)光市医師会忘年会の件
- 報告事項 (1)代議員会、医師連盟代表者会議 (2)光市薬剤師会との協議会 (3)ひかり広報の原稿 (4)12月末日、1月の当直医の件 (5)体育大会会計報告 (6)光

市保健婦協会の講演会開催の件 (7)学校保健会理事会開催の件 (8)諸会の開催、11月3日、周南医師会同役員会。11月15日、郡市医師会長会議。11月21日対健保組合協議会

処方箋交付と関係法令

(1) 医師法

(処方せん交付義務)

第22条 医師は患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方箋の交付を必要としない旨を申出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- (1) 暗示的效果を期待する場合において処方箋を交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
- (2) 処方箋を交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
- (3) 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
- (4) 診断又は治療方法の決定していない場合
- (5) 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
- (6) 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
- (7) 覚せい剤を投与する場合
- (8) 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

(2) 医師法施行規則

(処方せんの記載事項)

第21条 医師は、患者に交付する処方せん

に、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日使用期間、及び病名若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

第22条 医師は、患者に交付する薬剤の容器又は被包にその用法、用量、交付の年月日、患者の氏名及病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所及氏名を名記しなければならない。

(3) 保険医療機関及び保険医療費担当規則
(診療の具体的方針)

第20条

(1) 診療

(2) 投薬

(イ) 投薬は必要があると認められる場合に行ふ

(ロ) 治療上1剤で足りる場合には1剤を投与し、必要があると認められる場合には2剤以上を投与する。

(ハ) 同一の投薬はみだりに反覆せず症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない

(ニ) 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行ふことにより、治療の効果を上げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行いまだりに投薬してはならない。

(ホ) 投薬量は、予見することができる必要時間に従い、おおむね次の基準にする。

(1) 内服薬は、1回2日分を標準とし、外用薬は1回5日分を限度として投与する。

(2) 帰郷療養等特殊の事情がある場合において必要があると認められるときは旅程その他の事情を考慮し、1回14日分を限度として投与する。

(3) 処方箋の交付

(イ) 処方箋の使用期間は、交付の日から3日をこえてはならない。ただし帰郷療養その他特殊の事情があると認められる場合はこの限りでない。

(ロ) 前(イ)によるほか、処方せんとの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

点数表にない頻用検査点数

〔尿インスタント検査〕

シノテスト 1号	15点
テストープ	15
ウリステイックス	25
ヘマコンビスティックス	41
シノテスト 3号	15
シノテスト 5号	15
シノテスト 6号	15
ウロチェック	55

〔血液〕

尿酸定量	22点
血清鉄定量	38
血清中性脂肪測定	90
遊離脂酸測定	90
βリポ蛋白検査	90
コリンエステラーゼ	38
クンケル反応 (ZTT)	22
グロス反応	22
カドミウム反応	22
コバルト反応	22
チモール混濁反応 (TTT)	22
CCF	22
ルゴール反応	22
高田反応	22
血清リパーゼ定量	22
尿素窒素測定	38
GOT	90
GPT	90
LDH	90
γ-GTP	90
血餅収縮試験	38
血小板計算	
(イ)塗抹標本	32
(ロ)計算板	15
LE現象検査	132
ブドウ糖負荷血糖検査	(7点+22点) ×回数
	+ブドウ糖 (電服)

〔注〕 特別に記載のない場合は試薬代を含む

会員の動き

入会 10月12日付

縄田和雄先生 (市民病院内科)
(宇部市医師会より)

光市の大気汚染

SO₂ S 49.8 成績

項目 地区月別	全測定 時間数	最高 PPM	最低 PPM	測定 回数	日平均 最高	緊急時 回数	月平均 PPM
浅江	734	0.081	0.003	31	0.030	0	0.023
室積	701	0.060	0.006	30	0.028	0	0.016
市役所	727	0.100	0.004	31	0.029	0	0.019
虹ヶ丘	726	0.051	0.007	31	0.023	0	0.017

環境基準0.40PPM以下(日平均)

社保外来本人、家族平均点数(乙表)

- 49年6月診療分 -

順位	本人		順位	家族		順位	本人		順位	家族	
	府県名	点数		府県名	点数		府県名	点数		府県名	点数
1	京都	724.9	1	京都	421.8	24	香川	549.1	24	岐阜	356.8
2	大阪	717.8	2	大阪	416.9	25	青森	544.6	25	和歌山	356.8
3	愛知	663.8	3	秋田	399.4	26	栃木	544.0	26	広島	355.3
4	福岡	624.4	4	富山	399.2	27	宮城	543.9	27	山形	354.6
5	熊本	611.5	5	岩手	396.5	28	群馬	541.4	28	栃木	353.1
6	兵庫	605.2	6	熊本	392.2	29	佐賀	535.6	29	島根	351.7
7	富山	602.4	7	宮城	390.0	30	岡山	529.3	30	山口	349.4
8	長崎	600.5	8	長崎	388.9	31	新潟	526.0	31	石川	348.6
9	奈良	588.2	9	高知	388.1	32	東京	524.6	32	群馬	348.2
10	愛媛	581.9	10	青森	385.1	33	石川	520.8	33	大分	347.6
11	徳島	579.4	11	福岡	384.7	34	大分	519.0	34	新潟	345.0
12	秋田	576.6	12	愛知	382.4	35	茨城	517.3	35	岡山	344.2
13	長野	575.8	13	徳島	377.6	36	福島	511.7	36	山梨	343.2
14	高知	573.7	14	兵庫	376.8	37	滋賀	511.2	37	東京	340.7
	全国平均	572.6	15	長野	376.2	38	神奈川	501.8	38	茨城	340.5
15	岩手	568.3	16	北海道	375.6	39	山梨	500.4	39	滋賀	334.9
16	岐阜	567.8	17	愛媛	373.8	40	鹿児島	497.6	40	埼玉	334.1
17	三重	558.1	18	三重	373.6	41	千葉	496.9	41	鳥取	331.5
18	北海道	557.0	19	香川	370.1	42	静岡	495.1	42	鹿児島	323.6
19	山口	553.8	20	福井	367.7	43	沖縄	494.4	43	沖縄	318.8
20	福井	552.6	21	佐賀	363.1	44	島根	475.0	44	静岡	317.6
21	埼玉	550.6	22	奈良	362.3	45	鳥取	470.9	45	神奈川	315.0
22	和歌山	550.1		全国平均	362.2	46	宮崎	470.9	46	千葉	312.6
23	広島	549.8	23	福島	358.2	47	山形	450.9	47	宮崎	310.0

あとがき

去る参議員選挙に5つの反省、10の大切を説いて廻った最高の高官が金脈と人脉を操作して吾々庶民には溜息の出るような膨大な金を手に入れた。一方高度な社会公共性を要求されて日夜奮闘する国民医療をささえる吾々開業医師の税の問題が改悪されようとしている。世の中正にむじゅんに満ち、落葉ひとしきり、淋し天下の秋

口に袖あててゆく人冬めける

(虚子)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社